

品川区町会・自治会活動活性化用物品補助金交付要綱

制定	平成28年	5月	9日	要綱第180号
改正	平成31年	4月	1日	要綱第192号
改正	令和2年	4月	1日	要綱第2号
改正	令和3年	5月	31日	要綱第172号
改正	令和4年	3月	16日	要綱第81号

(趣旨)

第1条 この要綱は、町会または自治会（以下「町会等」という。）による事業の活性化、町会等への加入の促進または町会等の活動への参加の促進に使用する物品（以下「活動活性化用物品」という。）の購入等に要する経費の一部を補助することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における町会等とは、品川区町会・自治会に対する助成金（環境整備・地域コミュニティ活性化・防災）交付要綱（昭和60年品川区要綱第69号）の規定に基づき、環境整備助成金の交付を受けている団体をいう。

(補助金交付の対象となる経費)

第3条 補助金交付の対象となる経費は、次の各号に掲げるものであって、かつ、その年度中に既に他の要綱に基づく補助金の交付を受けていないものとする。

- (1) 町会等が事業で使用する備品類（専ら町会等の会館において使用するものは除く。）の購入経費
- (2) 町会等への加入の促進もしくは町会等の活動への参加の促進に使用する物品の購入経費またはチラシ、リーフレット等の印刷経費

(補助金額)

第4条 補助金の交付額は、前条各号に掲げる経費の2分の1以内とし、1町会等につき、1年度10万円の限度額内において、2回までの申請とする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする町会等は、町会・自治会活動活性化用物品補助金交付申請書（第1号様式）に、次の各号に掲げる書類を添えて、区長に提出しなければならない。

- (1) 見積書（写し）
- (2) その他区長が必要と認めた書類

(交付決定)

第6条 区長は、前条の申請書の提出があった場合は、これを審査し、補助金

を交付することを適当と認めるときは、町会・自治会活動活性化用物品補助金決定通知書（第2号様式）により申請者に通知する。

（承認事項）

第7条 補助金交付の決定を受けた町会等は、その後に生じた事情等により、活動活性化用物品の購入の中止または内容等の変更をしようとするときは、あらかじめ区長の承認を受けなければならない。

（完了届）

第8条 第6条に規定する補助金交付の決定を受けた町会等は、当該交付決定に係る活動活性化用物品の購入が完了したときは、すみやかに完了届（第3号様式）に領収書（写し）を添えて区長に提出しなければならない。

（補助金額の確定）

第9条 区長は、前条に規定する届出を受けた場合は調査を行い、交付決定の内容および購入の現状等を確認した後に補助金の交付額を確定し、町会・自治会活動活性化用物品補助金確定通知書（第4号様式）により前条に規定する届出をした者に通知する。

（請求書の提出）

第10条 前条の規定による通知を受けた町会等は、区長が定める期日までに町会・自治会活動活性化用物品補助金請求書（第5号様式）を区長に提出しなければならない。

（決定の取消し）

第11条 区長は、補助金交付の決定を受けた町会等が次の各号のいずれかに該当したときは、交付決定の全部または一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により交付決定を受けたとき。

(2) 補助金を他の用途に使用したとき。

（返還）

第12条 町会等は、前条の規定による取消しがあった場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金の交付を受けているときは、遅滞なく返還しなければならない。

（違約金）

第13条 町会等は、前条の規定により交付を受けた補助金を返還する場合において、補助金の交付を受けた日から返還の日までの日数に応じ、当該補助金の返還額につき年10.95パーセントの割合で計算した違約金を納付しなければならない。

（購入物品の処分の制限）

第14条 町会等は、補助金により取得した物品については、減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める期間（ただ

し、10年を超える場合は、10年とする。)、区長の承認を受けないで、補助金の交付目的に反して使用、譲渡、交換、貸付け、または担保に供してはならない。

(委任)

第15条 この要綱で定めるもののほか、この事業の実施について必要な事項は、地域振興部長が定める。

付 則

この要綱は、平成28年6月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成31年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、令和2年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、令和3年6月1日から適用する。

付 則

この要綱は、令和4年4月1日から適用する。

第1号様式（第5条関係）

年 月 日

品川区長 あて

申請団体名

代表者住所

代表者氏名

町会・自治会活動活性化用物品補助金交付申請書

品川区町会・自治会活動活性化用物品補助金交付要綱に基づき、関係書類を添えて交付申請します。

記

申請額	十		万		千		百		十		円	
	申請回数	1回目					2回目					
補助対象用品 (内訳)	品名			単価		個数		金額				
	合計											
購入日 (予定)	年 月 日											

添付書類 1. 見積書 (写) 2.

第2号様式（第6条関係）

番 号
年 月 日

様

品川区長



町会・自治会活動活性化用物品補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請があった活動活性化用物品補助金の交付について、品川区町会・自治会活動活性化用物品補助金交付要綱に基づき、下記のとおり交付することに決定しましたので通知します。

記

交 付 額		十	万	千	百	十	円
申 請 回 数	回 目						
補 助 対 象 用 品 (内 訳)	品 名	単 価	個 数	金 額			
	合 計						

第3号様式（第8条関係）

品川区長 へ

申請団体名
 代表者住所
 代表者氏名

完 了 届

下記のとおり、活動活性化用物品の購入が完了したので届け出します。

記

交付予定額		十	万	千	百	十	円
補助対象用品 (内訳)	品 名		単 価		個 数		金 額
	合 計						
購入完了日	年 月 日						
添付書類	1. 領収書 (写) 2.						
要綱第9条による調査員氏名			地域センター			印	

第4号様式（第9条関係）

第 号
年 月 日

様

品川区長



町会・自治会活動活性化用物品補助金確定通知書

年 月 日付で完了届が提出された活動活性化用物品補助金については、品川区町会・自治会活動活性化用物品補助金交付要綱に基づき、下記のとおり交付金額が確定しましたので通知します。

記

確定金額	十		万		千		百		十		円	
	品名			単価			個数			金額		
確定内訳												
	合計											
請求書提出期限	年 月 日											

第5号様式（第10条関係）

町会・自治会活動活性化用物品補助金請求書

金 額		十	万	千	百	十	円
-----	--	---	---	---	---	---	---

年 月 日付番 号をもって交付確定のあった活動活性化用
物品補助金について、上記の金額を請求します。

年 月 日

品 川 区 長 あて

申請団体名

代表者住所

代表者氏名

